

求人情報

無料職業紹介所(商工観光課内)

☎ (22)1125 お気軽にご相談
Fax (22)3222 ください。



◆お仕事をお探しの方へ◆

全ての求人情報については下記の場所でご覧いただけます。

- ・市役所内掲示板(商工観光課前)
- ・A B E S A、共同福祉施設掲示板
- ・市公式HP(上記QRコードをご利用ください。)

※面接の際には、無料職業紹介所の紹介状が必要になります。

【フルタイム】

事業所名	雇用形態	職種	人数	就業時間	保険等	賃金(月給)	備考
株式会社 押切電業	正社員	工事作業員	1	8:30~17:30	雇・労 健・厚	135,000~ 150,000	学歴：高校卒業以上 資格：普通自動車運転免許 年齢：~35歳
有限会社 清藤鉄工所	正社員	CADオペレーター	2	8:00~17:00	雇・労 健・厚	180,000~ 220,000	資格：普通自動車運転免許(必須) ※鉄骨専用CAD(REAL4)の経験者優遇 年齢：~59歳
		工場内 鉄骨加工・溶接作業	2	8:00~17:00	雇・労 健・厚	180,000~ 220,000	資格：普通自動車運転免許(必須) ※床上操作式クレーン、玉掛あれば尚可 年齢：~59歳
		検査員、検査補助員	2	8:00~17:00	雇・労 健・厚	180,000~ 220,000	資格：普通自動車運転免許(必須) ※床上操作式クレーン、玉掛あれば尚可 年齢：~59歳

※直近1カ月以内に新しく求人があった事業所のみ掲載していますが、他にも継続募集している事業所があります。

各種相談

市などで常設している
各種相談先です。ご利用
ください。

◆求人希望の事業所の方へ◆

求人希望の際は、無料職業紹介所へご連絡ください。求人申込書を提出していただきます。面接を希望される方がいらした場合は、紹介所よりご連絡いたします。

求人申込書はHPからダウンロードできます。

結婚相談会

LaLaネット事務局(社会教育課内)

☎(22)1111【内線460】

lalanet@city.obanazawa.yamagata.jp

「Hana*カフェ」要予約!

会費無料

- 日時/7月21日(水) 午後7時~午後9時
- 対象/20歳以上の独身男女
- 予約/上記LaLaネット事務局

◆夜間相談会◆

7月13日(火)午後7時~9時

◆LaLaの日◆

7月1日(木)午前9時30分~11時30分

※場所はいずれも、サルナートトレーニングルーム

夜間納税 相談窓口

- 日時/7月30日(金) 午後8時まで
- 場所/市民税務課
(庁舎東側の自動ドアよりお入りください)
- ☎市民税務課 収納係【内線128,129】

マイナンバーカード 交付・申請窓口延長日

- 日時/7月15日(木)、30日(金)
午後7時30分まで
- 場所/市民税務課
- ※当日午後4時30分までに市民税務課へ電話予約が必要です。☎(22)1111【内線131~135】

年金相談日

- 日時/7月28日(水) 午前10時~午後3時
- 当日窓口/市民税務課
- ※前日正午までに新庄年金事務所
☎0233-22-2050へ電話予約が必要です。
- ☎市民税務課 市民年金係【内線131~135】

無料相談室

【教育相談】

- 相談日/毎週火・水・木曜日
午前8時30分~午後5時15分
- 場所/悠美館2階
- ◆こども教育課 ☎(22)2399

【福祉相談】

- ◎東光館での相談
- 総合相談/毎週水曜
午前10時~午後2時
- 常設相談/月~金曜日(祝日を除く)
午前8時30分~午後5時
- 専門相談/7月21日(水)
午前10時~午後3時
- 無料法律相談/7月21日(水)
法律相談のみ前日午後3時まで
電話予約の上、当日午後1時まで
お越しください。
- 内容によって、相談できる日が
異なりますので、下記へお問い合わせください。
- ◆社会福祉協議会 ☎(22)1092

国民年金

国民年金

7月の年金相談日

※事前に電話予約が必要です。

7月28日(水)
午前10時~午後3時

受付
電話 新庄年金事務所
0233(22)2050

国民年金を納めることがむずかしいときは

免除・猶予・学生納付特例申請をご利用ください

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。また、学生の場合は保険料の納付が猶予される学生納付特例があります。

下記をご覧のうえ、市民年金係で申請してください。

	申請できる対象期間	申請期限	参照される所得内容
国民年金保険料 免除または納付猶予	令和元年7月~令和2年6月分	令和3年7月	各対象期間開始月の 前年の所得内容を参 照します。
	令和2年7月~令和3年6月分	令和4年7月	
	令和3年7月~令和4年6月分	令和5年7月	
学生納付特例	令和3年4月~令和4年3月分	令和4年3月まで	令和2年度中の所得

【申請に必要なもの】

- ①免除・猶予を受ける方の年金手帳、または国民年金保険料納付通知
- ②免除・猶予を受ける方のマイナンバーのわかるもの
- ③失業などの場合は「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」(写し可)
- ④学生の場合は「学生証」(写し可・有効期限があるもの)または在学証明書(原本)

高齢者任意加入制度

~受給資格期間の足りない方、年金を増やしたい方へ~

国民年金に加入していなかった期間や、未納の期間がある方は、受け取れる年金額を増やすことや受給資格期間を満たすことを目的に、ご本人の申し出により60歳を過ぎても保険料を納めることができます。

対象 次の条件すべてを満たす方

- ①国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
(受給資格期間を満たすための加入に限り70歳未満の方)
- ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③20歳から60歳までの保険料納付期間が480月未満の方
(480月を超える納付はできません。)
- ④現在、厚生年金、共済組合に加入していない方

お得な付加年金制度

毎月の年金保険料に月額400円の「付加保険料」を合わせて納めると、将来受け取れる老齢基礎年金に「付加年金」が加算されます。

<付加年金額の計算式>

〔200円×付加年金保険料納付月数〕
(2年以上年金を受け取ればお得!)

※年金保険料の免除、猶予を受けている方、国民年金基金加入者は加入できません。

◆問い合わせ先/市民税務課 市民年金係 ☎(22)1111【内線131~135】